

平成21年度

第1回

周南市地域自立支援協議会 定例協議会

日時 平成21年9月24日(木) 午後2時～4時

場所 周南市文化会館 地下 練習室1

周南市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に規定する事業(次条第1号において「相談支援事業」という。)をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を反映するため、周南市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害福祉の計画に関する事項
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、おおむね委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者で構成する。

- (1) 障害者団体
- (2) ボランティア団体
- (3) 保健・医療・福祉団体
- (4) 行政機関
- (5) 学識経験者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、最初に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成20年6月1日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(周南市障害者福祉計画策定協議会要綱等の廃止)

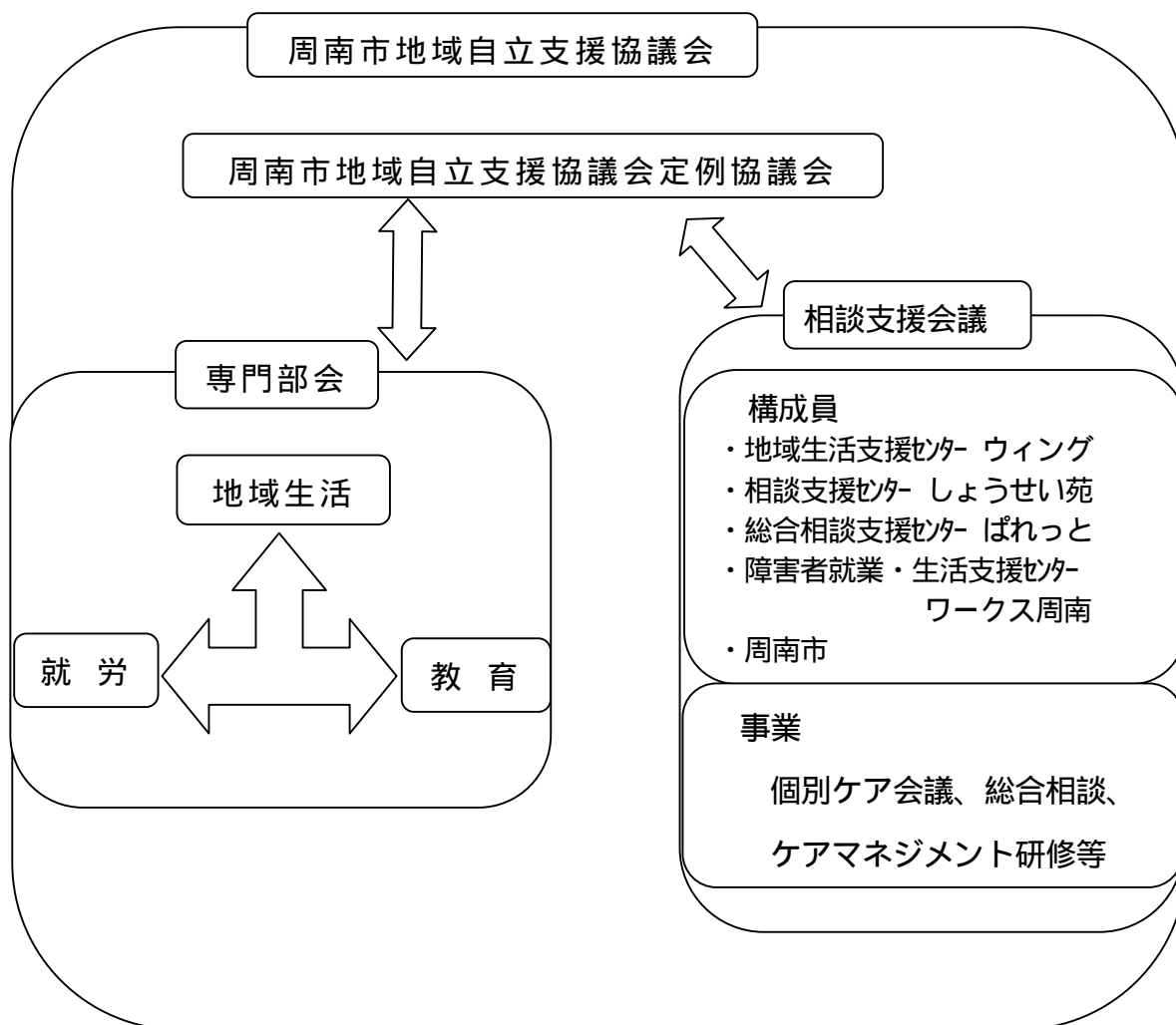
2 周南市障害者福祉計画策定協議会要綱(平成16年9月1日制定)、周南市障害者福祉計画策定庁内委員会要綱(平成16年9月1日制定)及び周南市障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年8月6日改正)

この要綱は、平成20年8月10日から施行する。

周南市地域自立支援協議会の概要

1 周南市地域自立支援協議会構成図



2 地域自立支援協議会を構成する会議の機能

会議の名称	機 能
定例協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の代表者レベルの会議 ・地域の現状や課題について地域の関係者（代表者レベル）が情報共有・協議 ・政策提言の場
相談支援会議 部会長等会議	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会全体の方向性、日程等についてコアメンバーで協議 ・定例会等の準備会議
相談支援会議 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状や課題について地域の関係者（実務者レベル）が情報共有・具体的な協議 ・地域の課題ごとに部会を設けて議論を深める。
個別支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズの掘り出し ・困難事例の検討、協議
個別のケース会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所で日常的に行なう

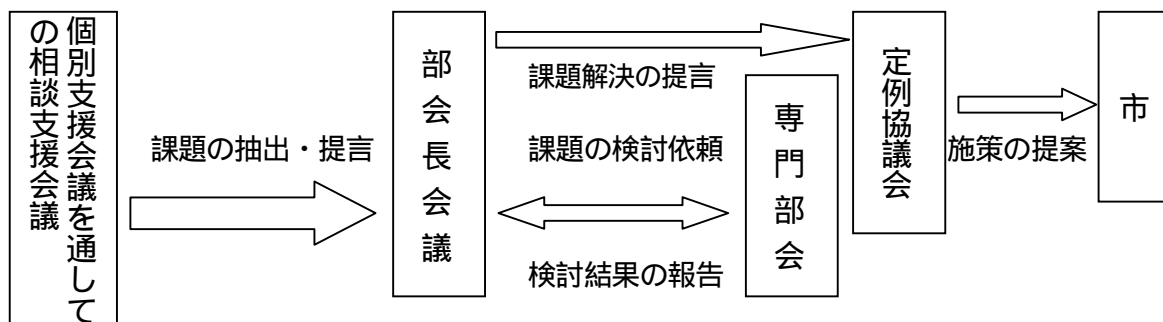
3 地域自立支援協議会での「課題検討・解決」の流れ

(1) 現状

各部会で課題に対する検討、事業の進行は活発に行われている。

ある意味、各部会の中で課題の提起、検討、対策が完結している。

(2) 理想的な課題解決・施策提案のプロセス



周南市障害者福祉計画（第2期）の今後の策定について

21.9.24

機構改革に伴う事務移管

健康福祉部福祉介護課 → 健康福祉部障害福祉課 移管（H.21.4.1）
障害者支援、障害福祉問題に対する窓口の一本化及び明確化

（新）周南市障害者福祉計画の策定（案）の概要
別紙のとおり

今後の障害者福祉計画の策定にあたっては周南市地域自立支援協議会に諮問する。

今後のスケジュール

月	審議事項
9	第1回審議
11	第2回審議
12	報告
翌年1	パブリックコメント聴取、提
翌年3	議会報告

周南市地域自立支援協議会、諮問の後において、ホームページなどで、パブリックコメントを求める。

計画策定後、議会報告する。

(新)周南市障害者福祉計画の策定(案)の概要について

障害福祉課

21.9.24

1 「周南市障害者福祉計画」の位置付け

障害者基本法第9条第2項の規定に基づく法定計画

「周南市まちづくり基本計画」と同様に、平成17年3月に、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間とし、「自立・社会参加の支援」、「地域生活支援の充実」、「暮らしやすいまちづくりの推進」に沿った、障害者と健常者が共に生きる社会を目指した「周南市障害者福祉計画」の後期の計画として策定

計画期間：平成22年度から26年度までの5年間

2 見直しのポイント

障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項について定めた「障害者基本計画」では、平成17年度から平成21年度の5年間の当初の実施期間として経過した。平成22年度からは、その後の5年間の計画開始にあたり、平成18年、「障害者自立支援法」等の施行、関係法令、国、県の制度の改正等、平成19年、国における「重点施策実施5か年計画」策定、平成21年度から県計画策定の一連の流れを経て、市内の情勢の変化や新たな市民ニーズ発生などにつき、これまでの施策の取組状況を踏まえ見直すもの

3 特徴

平成20年度末に策定した「周南市障害福祉計画」との整合と進展

医療的ケア、教育的ケア等が必要な重度心身障害者・児の地域生活の推進

社会の共生意識に基づく障害者の地域生活及び一般就労の一層の推進

4 主な内容

(1) 目標：「障害のある人もない人も、ともに地域社会の一員として互いに支え合い、共生し、活動する地域社会」の実現を目指す

(2) 施策の基本的な方向

「自立・社会参加の支援」(自己実現の支援と権利擁護の推進(追加))

- ・障害のある人が、自らの能力を最大限に発揮し、自己選択と自己決定の基に社会のあらゆる活動に参加・参画出来るよう支援
- ・障害者や障害に対する理解と認識を深めるための啓発・学習活動を実施
- ・障害児の適切な就学、放課後の保育・療育、障害者の雇用・就労の更なる促進
- ・障害者のスポーツ・文化・生涯学習等への主体的な参加

「地域生活支援の充実」(ライフステージに応じた連続性のある支援(追加))

- ・乳幼児期から高齢期までのライフステージや障害の特性に応じて連続性を持った支援
- ・障害の早期発見と療育体制の充実に努めるとともに、相談支援体制を確立し、支援費制度を中心とした居宅生活サービス・施設訓練等サービスの充実など、障害者の総合的支援

「暮らしやすいまちづくりの推進」(自立と参加のための基盤づくりの推進(追加))

- ・障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している物理的・心理的障壁を取り除くとともに、市民一人ひとりが理解と協力を努める
- ・地域における生活の支援
障害のある人が、地域の中で、多様な個性を持った地域住民の一員として、その人らしく生活できるようにするため、利用者本位の支援を実施
- ・地域における安心・安全の確保
障害のある人が、地域の中で、地域住民の一員として共生するについて、風雨災害に際して、地区内で支援が受けられるよう、地元住民の理解と条件整備を図る

(3) 分野別の主な施策等

ア 施策の推進方法

施策の基本的な方向に沿って、啓発・広報から情報・コミュニケーションまでの7つの分野別に各種施策を推進する。

啓発・広報

当初(案)について、再検討を行う。

生活支援

当初(案)について、再検討を行う。

生活環境

当初(案)について、再検討を行う。

教育・育成

当初（案）について、再検討を行う。

雇用・就業

当初（案）について、再検討を行う。

保健・医療

当初（案）について、再検討を行う。

情報・コミュニケーション

当初（案）について、再検討を行う。

相談支援会議

平成21年度地域自立支援協議会 相談支援会議協議項目・事業計画

様式3

NO	協議項目	説明	事業計画(具体的な取り組み)
1	相談支援体制の充実	<p>相談支援の実務に携わる機関として、相談体制を整備するとともに、個別の相談支援業務の課題を整理することにより、普遍的な地域の課題を把握する。</p> <p>また地域の課題を地域自立支援協議会や行政機関に提言することにより、その解決に資する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者を対象とした障害者ケアマネジメント研修の実施 2 障害者相談員(身体・知的)を対象とした研修の実施 3 個別ケア会議の実施 4 地域の課題の把握

計画の進捗状況等（相談支援会議）

1	相談支援体制の充実	事業者を対象とした障害者ケアマネジメント研修の実施	ケアマネジメントのスキルアップ研修を、22年の1月と2月に開催する。
		障害者相談員(身体・知的)を対象とした研修の実施	10月16日(金)開催予定。 研修を企画する参考とするため、事前に相談員を対象としたアンケートを実施。
		個別ケア会議の実施	4月 精神障害者(介護者が支援を受け入れない例) 6月 障害児の余暇に対するサービス
		地域の課題の把握	個別の課題から地域の課題を抽出、整理する具体的な手だてについて協議する。

地域生活

平成21年度地域自立支援協議会 地域生活部会協議項目・事業計画

様式3

NO	協議項目	説明	事業計画(具体的な取り組み)
1	地域におけるネットワークの構築	今までは、それぞれの障がいへのサービスなどが別々に機能していたが、障害者自立支援法が施行され、一緒に機能していく必要がある。地域には高齢者事業所もたくさんあり、今後、障がい者が地域で生活していく中では、それらの社会資源の活用も必要と考える。 家族会やボランティアなどのインフォーマルの力も必要である。	1 サテライト型研修会 民生委員対象の研修 熊毛2回、鹿野1回、新南陽3回 2 福祉を考える集いの実施 3 小、中、高校生を対象とした講演、教育委員会、公立学校校長会へ案内文の送付
2	誰もが住みやすい街づくりの推進	障がいにとらわれず、誰もが住みやすい街を作る必要がある。そのためにも必要なサービスや事業を考えていく必要がある	当事者及び家族に対するサポート・支援体制、社会的資源の考察

計画の進捗状況等（地域生活部会）

1	地域におけるネットワークの構築	1 サテライト型研修会 民生委員対象の研修	新南陽 富田地区 7月9日開催 民生委員36人参加。次回を検討中。和田地区9月11日開催 民生委員 人参加 熊毛地区 10月14日と1月に予定 鹿野 コアプラザかの 3月11日を予定
		2 福祉を考える集いの実施	今年のテーマ 「つなぐ・豊かな暮らしを創る障がい者の地域生活」 支援を必要とする人たちの避難所での生活、当事者・家族・ボランティアの望む思い
		3 小、中、高校生を対象とした講演、教育委員会、公立学校校長会へ案内文の送付	教育委員会(小、中学校)へ7月14日案内文を送付 山口県立高等学校校長会へ8月18日送付 徳山工業高等専門学校送付9月4日送付 桜ヶ丘高校・晃英館中学校 9月7日訪問手渡し
2	誰もが住みやすい街づくりの推進	障がいにとらわれず、誰もが住みやすい街を作る必要がある。そのためにも必要なサービスや事業を考えていく必要がある	宅地建物取引業界周南支部に、4月 東委員出席 住居問題について説明
		その他	提案 障害者のためにボランティアを活動している人を公的機関等に認知してもらう仕組みが必要

NO	協議項目	説明	事業計画(具体的な取り組み)
1	障害者の就労を推進する関係機関の具体的な業務内容の効果的かつ実効性のある周知方法の検討	<p>1 ハローワーク等の周南市における障害者就労関係機関のリストアップと具体的な業務内容及びどんな情報や資源を持っているか、市民(障害者)が共通認識を持てる地域性に特化した資料(ハンドブック)の作成。</p> <p>2 ハローワーク等の就労支援機関の具体的な支援内容や一般雇用事例を踏まえた障害者が「働く」ための道筋(チャレンジと離職後の進路)を照らすワークショップの実施。(働く前段からアフターフォローまで含む)</p> <p>3 ワークショップの総合的な発表の場としてのセミナーやシンポジウムの開催。(障害者が「働く」ことへの具体的な理解の推進)</p>	<p>1 障害者雇用について企業側への有効な情報提供</p> <p>2 総合支援学校等が利用できる実習先の開拓方法</p>
2	障害者就業・生活支援センターの設置に伴い、障害者の「働く」「暮らす」支援拠点の整備	障害者就業・生活支援センターの必要性を語ることにより、就労支援関係機関のワーキングエリアを再確認し、点から線へそして面へと有機的に連携できる土壌を整備する。	関係団体と連携しながら、機能が発揮できるように進めていく。
3	福祉的就労の場の底上げによる、福祉的就労及び市場経済内就労の工賃額の引き上げ(地域の最低賃金の1/3の工賃額を確保するには)	<p>1 行政各機関からの障害者の福祉的就労にかかる優先発注システムを構築に努める。(工賃財源を確保するための仕事の確保)</p> <p>2 障害者就労支援マッチングバンク(障害者の福祉的就労の底上げのための技術供与及び企業と障害者の就労をつなぐ組織)の検討</p> <p>3 関係行政機関におけるチャレンジ雇用を推進する。</p>	官公需の要請に関する県のアピールイベントが予定されている。このイベントと連携する。また20年度に引き続き官公需の要請を行う。

計画の進捗状況等（就労部会）

1	<p>障害者の就労を推進する関係機関の具体的な業務内容の効果的かつ実効性のある周知方法の検討</p>	<p>1 障害者雇用について企業側への有効な情報提供</p> <p>2 総合支援学校等が利用できる実習先の開拓方法</p>	<p>1 障害者の就労を支援する施策をまとめた「就労部会オリジナルパンフレット」の作成に着手した。</p> <p>2 商工会議所で開催される研修等に、障害者雇用についての時間を取ってもらう。</p> <p>3 上記2つの取り組みを通して、実習先の開拓を図る。</p> <p>4 「障害者の福祉を考える集い」で分科会を開催する。</p>
2	<p>障害者就業・生活支援センターの設置に伴い、障害者の「働く」「暮らす」支援拠点の整備</p>	<p>関係団体と連携しながら、機能が発揮できるように進めていく。</p>	<p>福祉・行政関係に限られがちなネットワークを、企業などを含んだ地域ネットワークに拡げていく。</p>
3	<p>福祉的就労の場の底上げによる、福祉的就労及び市場経済内就労の工賃額の引き上げ(地域の最低賃金の1/3の工賃額を確保するには)</p>	<p>1 官公需の要請に関する県のアピールイベントが予定されている。このイベントと連携する。</p> <p>2 20年度に引き続き官公需の要請を行う。</p>	<p>1 11月26日、県周南総合庁舎にて、「受発注チャンス創出イベント」が開催予定。</p> <p>2 市役所イントラによって授産施設等への発注の配慮を要請する。</p>

教育

平成21年度地域自立支援協議会 教育部会協議項目・事業計画

様式3

NO	協議項目	説明	事業計画(具体的な取り組み)
1	学齢期の「個別の教育支援計画」に繋がる幼児期・青年期の「支援計画」の促進、情報の共有化	小・中学校においては「個別の教育支援計画」の策定が進み支援も充実してきている。さらに高等学校における支援へと拡がりを見せている。障害のある人の生活をより豊かにするためには、就学前から卒業後へと支援が繋がることが大切であり、生涯にわたる「支援計画」策定が必要である。現在進んでいる「個別の教育支援計画」を足掛かりに「支援計画」を促進するために必要な体制を整備する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年度実施したアンケートを受けて、課題の整理 2 発達障害者支援体制整備事業におけるモデル事業
2	放課後・休日・長期休暇における障害児の余暇活動の場の保障	障害児の自立と社会参加を促すためには、学校や家庭だけでなく、地域での生活のあり方についても検討することが大切である。場とともにどのような活動を提供することが必要なのか探っていく。	<ol style="list-style-type: none"> 1 日中一時支援事業(障害児タイムケア・学童休日リフレッシュ・日帰りショートステイ)の現状と課題について協議 2 地域資源の活用に関する協議 3 地域への啓発的な活動

計画の進捗状況等（教育部会）

1	学齢期の「個別の教育支援計画」に繋がる幼児期・青年期の「支援計画」の促進、情報の共有化	1 昨年度実施したアンケートを受けて、課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画作成に関する研修の必要性 ・支援計画作成に関する訪問指導の必要性 ・幼稚園、保育所等による情報交換の場の必要性 具体的な実施方法の検討が急務である。
		2 発達障害者支援体制整備事業におけるモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループ(教育部会会員より5名選出) ・サポートコーチが委託される10月より活動を開始する。 就学前の幼児に対する支援計画作成援助に主眼がおかれることは確認されている。
2	放課後・休日・長期休暇における障害児の余暇活動の場の保障	1 日中一時支援事業(障害児タイムケア・学童休日リフレッシュ・日帰りショートステイ)の現状と課題について協議	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児タイムケア - 対象学年(小3～高校)の拡大の必要性 ・学童休日リフレッシュ - 実施場所、内容の充実の必要性 ・日帰りショートステイ - さらなる利便性を図る必要性 10月始めには支援事業に関する提言をまとめる予定
		2 地域資源の活用についての協議	サービスマップ(障害児の利用できる地域における資源をマップ化して配布する)の作成が提案されている。 今年度は福祉を考えるの集いに向けて地域資源の情報収集を行う予定
		3 地域への啓発的な活動	福祉を考える集い 分科会 - 教育部会で取り上げる。 テーマ(仮題) 「大人になっても楽しくすごせるように～障害児(者)の余暇活動を語り合う～」

福祉を考える集い実行委員会 議事録（抄）

1. 議事の概要

(1) 第1回 7月31日（金）

項目	委員の意見など	決定事項
委員長・副委員長の選出	・実行委員会の司会が必要。	・委員長 竹内（ぱれっと） ・副委員長 西本（ウィング）
実行委員の構成	・実行委員に当事者・家族が少ないとの提案があるが、各部会からの選出である実行委員は当事者・家族の意見も踏まえていると考えるべき。	・委員構成については来年度の課題とする。
意義・テーマ	・啓発を目的とし、多くの人を集めるべき。 ・啓発の場ではもったいない。人が集まることに意味がない。 ・幅広い人たちに障害について理解してもらう。 ・前回のテーマをそのまま今回のテーマにしてもよいのではないか。	・テーマは「地域づくり」とする。
当日の日程 会場	・昨年度の分科会方式が良い。 ・分科会で話し合ったのは良かったが、その上でまとめが必要。 ・分科会の時間が短い。	・午前：基調講演、午後：分科会とする。 ・会場は県総合庁舎（昨年度と同じ）
講師候補	松田充弘 質問家・日本メンタルヘルス協会 基礎カウンセラー 長野敏宏 ハート in ハートなんぐん市場理事 高橋幸男 エスポワール出雲クリニック理事 長・院長 惣万佳代子 NPO法人このゆびとーまれ理事 長	・については講演料が予算をオーバー。

(2) 第2回 8月12日（水）

項目	委員の意見など	決定事項
開催の曜日 対象者	・すそ野を広げるために一般の人を対象としたい。 ・多くの一般の人を対象とするなら土日開催がよい。その場合はボランティアによる託児所が必要。 ・就労関係者は平日開催でないと無理。	・平日の開催とする。 ・土日の開催は来年度に向けての課題とする。
当日の日程	・分科会のテーマは専門部会で決定する。	・10：00 開始 基調講演 13：00 分科会 15：15 分科会からの報告 16：00 終了
講師候補	前回の候補に以下を追加。 吉森こずえ 周南市（新南陽）出身・サリド マイド被害者	・第1回の実行委の 惣万佳代子を 第1候補、第2候補を 長野敏宏 として事務局が日程を調整する。
当日までの スケジュール	・より多くの人（高校生、大学生なども）に対して効果的な広報が必要。	・10月1日号「社協だより」に記事を掲載する。（できれば9月初旬までに分科会テーマを決定） ・11月1日号市広報紙に掲載。

(3) その後

第1候補の講師との日程が整い、以下のとおり決定。

- ・講師 惣万佳代子（NPO法人このゆびとーまれ 理事長）
- ・開催日 12月15日（火）